

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年7月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900003 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900023 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額を 8 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 21 日

A 事業所から、請求期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された請求期間に係る賃金台帳及び請求者が提出した賞与支払明細書から、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 8 万円に訂正することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A 事業所は、平成 28 年 12 月 15 日として年金事務所に届け出ているが、同事業所は「15 日は記載誤りであり、平成

28年12月の賞与は、21日に支給した。」旨を回答しており、前述の賃金台帳及び賞与支払明細書に記載されている支給日は同年12月21日である上、請求者が所持する預金通帳の記録においても、同年12月21日に同事業所から賞与が振り込まれていることが認められることから、平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成28年12月に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月14日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900016 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900024 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 26 年 12 月 24 日及び平成 27 年 8 月 11 日は 60 万円、同年 12 月 24 日は 100 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 11 日及び同年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 11 日及び同年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 12 月 24 日
② 平成 27 年 8 月 11 日
③ 平成 27 年 12 月 24 日

A 社から請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていたが、同社が当該期間に係る年金事務所への届出を失念しており、標準賞与額の記録が無いので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された社会保険料集計表及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間①及び②に 60 万円、請求期間③に 100 万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において代表取締役であることが確認できるところ、同社は「請求者の職務内容は営業に関する業務であり、給与計算及び社会保険事務に関与する立場にはなかった。また、請求期間については、

当時の社会保険事務担当者が健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念したことによるものである。」旨を回答している上、請求期間当時から経理及び総務を担当する部長も同様の回答をしていることから、請求期間当時、請求者が請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されていないことを承知していた事情はうかがえず、また、同社が意図的に請求期間に係る賞与の届出を行わなかった事情も見当たらないことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所へ提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900015 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900025 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 56 年 12 月 30 日から昭和 57 年 1 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月末日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、昭和 52 年 7 月に B 支店から C 支店へ転勤した際は同年 6 月 30 日、退職時は昭和 56 年 12 月 30 日と記録され、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の回答から、請求者は、請求期間①において、A 社に継続して勤務し（昭和 52 年 7 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 52 年 5 月の記録から、10 万 4,000 円と

することが妥当である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和52年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び保険料の納付を行ったか否かは、当時の資料が無く不明であると回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は昭和56年12月29日と記録されており、請求期間②の加入記録は無い。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の被保険者資格の喪失年月日は昭和56年12月30日と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職年月日も符合している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「請求期間②当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨を陳述しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

加えて、請求期間②当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に文書照会を行ったが、請求者の同社における勤務期間等を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、具体的な回答は得られない。

このほか、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。